（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

3　第二条の規定による改正後の砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の規定は、平成二十七年一月一日以後には種されるてん菜又は同年十月一日以後に収穫されるさとうきび及び同年一月一日以後に植付けされるでん粉原料用いもについて適用し、同日前には種されるてん菜又は同年十月一日前に収穫されるさとうきび及び同年一月一日前に植付けされるでん粉原料用いもに係る砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第十九条第一項及び第三十三条第一項の交付金の交付については、なお従前の例による。

○農林水産省令第九号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十七号）の施行に伴い、並びに農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第四項及び第四条第二項の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令の一部を改正する省令

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第四項に規定する調整額及び同法第四条第二項の規定に基づく交付金の金額の算定に関する省令

第三条中「対象農産物」を「収入減少影響緩和対象農産物」に改め、「（法第二条第二項に規定する対象農業者をいう。以下同じ。）」を削り、「第十一条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第四条とする。

第二条中「第十一条第一項」を「第九条第一項」に、「対象農産物」を「収入減少影響緩和対象農産物」に、「第二条第一項」を「第二条第三項」に、「第十二条第一項」を「第十条第一項」に、「第三条」を「第四条」に改め、同条第二号中「（主として三月及び四月には種することにより生産される小麦をいう。）」を削り、同条を第三条とする。

第一条中「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（調整額の算定）

第一条　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「法」という。）第三条第四項の調整額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　当該年度において法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けている場合　対象農業者（法第二条第四項に規定する対象農業者をいう。以下同じ。）ごとに、法第二条第二項に規定する生産条件不利補正対象農産物の種類（麦にあっては小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）別の同号の交付金の金額（当該金額が、当該生産条件不利補正対象農産物に係る法第三条第四項に規定する数量単価にその者の当該年度における当該生産条件不利補正対象農産物に係る同項に規定する品質区分別の生産量をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額を超える場合にあっては、当該合算した金額）を合算した額

二　当該年度において法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けていない場合　零

附則第二条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第四項に規定する調整額及び同法第四条第二項の規定に基づく交付金の金額の算定に関する省令の規定は、平成二十七年度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金から適用し、平成二十六年度以前の年度の予算に係る改正法による改正前の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金については、なお従前の例による。

告　示

○法務省告示第九十八号

京都市左京区役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十七年二月十九日

法務大臣　上川　陽子

京都市左京区吉田下阿達町三十二番地

幸　惠美子

○法務省告示第九十九号

札幌市南区役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年三月十九日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、南区役所又は札幌法務局に照会すること。

平成二十七年二月十九日

法務大臣　上川　陽子

北海道札幌郡豊平町大字平岸村字盤ノ沢番外地

鵜飼　和作

○法務省告示第百号

長野県上田市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年三月十九日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、上田市役所又は長野地方法務局上田支局に照会すること。

平成二十七年二月十九日

法務大臣　上川　陽子

長野県上田市大字中之条九十四番地　中澤　英夫

○外務省告示第四十五号

アフリカ知的財産機関及びジンバブエ共和国政府は、「標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書」の加入書を、それぞれ、平成二十六年十二月五日及び平成二十六年十二月十一日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十七年三月五日にアフリカ知的財産機関について、また、平成二十七年三月十一日にジンバブエ共和国について、それぞれ効力を生ずる。

（平成二十六年十二月五日付け及び同年十二月十一日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十七年二月十九日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省・農林水産省告示第四号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月十九日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　西川　公也

一中「年六厘」を「年七厘」に、「年七厘五毛」を「年一分七厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
十年以下	年三厘五毛
十年を超え十二年以下	年四厘五毛
十二年を超え十四年以下	年五厘五毛
十四年を超え十六年以下	年六厘五毛
十六年を超え二十五年以下	年七厘